

(写)

26 西市健第 858 号

平成 26 年 11 月 27 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 遠 藤 源太郎 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 26 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成 26 年 8 月 8 日付 26 西監第 61 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項	<p>物品の管理方法について、西東京市物品管理規則では、物品を常に良好な状態で使用できるよう整理保管し、備品の登録・処分等については、財務会計システムにより管理することになっているが、登録備品を抽出して確認したところ、所在不明なもの、物品管理ラベルの貼付がないもの、手続きなく廃棄されていたもの、また非活用備品が見受けられた。規則にのっとり適正な管理を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>備品台帳上の物品登録先が、これまで数回の組織改正において、配置場所が変更されているにもかかわらず、旧配置場所が明記されている等、所在の確認に時間を要することとなった。すでに廃棄された備品もあることから、配置場所等を再確認の上、備品台帳の更新を図る。</p> <p>備品ラベルは、再交付の手続きを行い、今後、適正に管理する。</p> <p>非活用備品については、耐用年数等を確認の上、今後の組織改正を見据え、関係部署と有効的な活用方法を協議する。</p> <p>なお、有償廃棄となる備品については、次年度以降、予算措置を講じる。</p>